

譲渡性預金規定

1. (預金契約の成立)

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行が通帳を交付する等してこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1)この預金の利息は、表面記載の期間および利率によって計算します。この場合、付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(2)(1)の利息は、この預金の譲渡があった場合には最終の譲受人に支払います。

(3)この預金には、満期日以後は利息を付けません。

4. (譲渡)

(1)この預金は、利息とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。

(2)この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

①当行所定の譲渡通知書に、譲渡人の届出の印章による記名押印ならびに譲受人の記名押印のうえ、確定日付を付し、これを遅滞なくこの証書とともに表面記載の取扱い店に提出してください。

なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

②当行は、この証書に譲渡についての確認印を押印のうえ返却します。

(3)この預金を質入する場合には、(1)および(2)が準用されるものとします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、5(3)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、5(3)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

(1)この預金は満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を満期日以後に解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して表面記載の取扱い店に提出してください。

(3)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - e. その他前各号に準ずる行為

7. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1)この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって表面記載の取扱い店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3)この証書を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) (1) から (3) の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) (1) から (4) の届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

この証書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書とお届出印をご持参頂き、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② ①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
- ③ ③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間については約定利率を適用します。
- ② この預金の期限前解約することにより発生する手数料、費用および損害金等の支払いは不要とします。
- ③ 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金手数料等の支払は不要とします。

(4)(1)により相殺する場合、相殺する借入金は円建・外貨建を問いません。また外貨建借入金と相殺する際の、外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) (1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

(3) (1)、(2)による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

(2020年4月1日現在)